

よつて成長した資本主義経済は自己発展の過程を通じて遂に反對物たる獨占に終る。この獨占による矛盾を緩和して一國內に於ける全體的統制を維持せんとするものが労働立法である。(労働者は生かすべからず、殺すべからず)

- 2、従つて労働立法は結局、資本主義の修正であり、修正による延命を企圖するものに外ならない。
- 3、故に資本主義はその危機を深めるに従ひ益々労働立法に深入りする(深入りといふことは斷じて徹底するといふ意味ではない)に労働立法の可能性がある。このことは資本主義危機に生れた各種のファツショ政府の労働立法的熱心さに見ることが出来る。
- 4、かくの如く労働立法は資本の自由無制限な発展を抑制する意味に於て資本主義反對物との妥協である。換言すれば資本主義と反資本主義との妥協的産物と言ふことが出来る。
- 5、故に労働立法は労働階級の利益である。だがこの利益はそのまゝでは一時的休止的利益であつて斷じて永久的發展的利益を意味しない。ともにそれは資本主義の修正である。
- 6、然しながら労働立法は労働階級の把握によつて(把握

6、労働立法はこゝに全くその必然性上重要性を増大した。國民保險、團體保險その他賑かな政府お手盛の計畫を見よ。

7、資本主義にとつてこの「労働立法の必然性」を労働階級はとつてもつて自らの成長の武器としなければならぬ。

8、日本に於けるデモクラシーの不成熟は労働組合運動にとつても大きな障碍であつたし、又最近に於けるファツシズムはこの困難に拍車をかけつゝあり、デモクラシーの獲得は、階級闘争にとつて決定點となつてゐるが。

9、労働立法は正にこのデモクラシーの培養される絶好の沃野である。労働階級は意識的にかゝるものとして労働立法を把握しなければならぬ。

四、労働立法獲得に必要な諸前提

- 1、労働立法が資本主義反對物との妥協的産物であるが故に、これの促進獲得のためには反資本主義勢力の壓力を必要とする。これが根本的必需の條件である。
- 2、反資本主義勢力のヘゲモニーは必ず労働階級でなければならぬ。
- 3、反資本主義勢力は政治勢力であるが故に具體的には

握によつてのみ)之を成長せしめ、無産階級の主體的勢力の培養に利用し得るところに重大なる意義を認めるのである。

三、現勢下に於ける労働立法の必要と可能

- 1、日本資本主義は金融資本主義(帝國主義)として成熟し著しく獨占の過程を進んでゐること。
- 2、一九二九年以來の恐慌は獨占過程に益々拍車をかけてゐる。
- 3、獨占經濟の息抜きとなる國外市場は近年のプロツク經濟(經濟鎖國主義)によつて潰滅しつつある。滿洲は海外市場として全く無價値であることが證明された。
- 4、かくて益々擴大する獨占の矛盾は資本主義自身にとつて益々地へがたいものとなつた。その矛盾とは何か？労働階級の著るしき貧窮化。
- 5、こゝに於いて資本主義は搾取(生産部面、消費部面)の對象たる労働階級を一定限(搾取可能限)まで保護することが、自らにとつての延命策となつた。農民の保護、労働者保護、小賣商人の保護等々いかにブル新聞の活字が保護を叫んでおどつてゐることか。政治的にはアルジョア政黨の没落、ファツシズム(中間内閣、官僚内閣)の擡頭となつて現はれてゐる。

無産階級の政黨勢力の強化を必要とする。

- 4、無産階級政治勢力のイデオロギーの基調はデモクラシーである。
- 5、故にデモクラシーは労働立法のよき培養土となり、労働立法はデモクラシーの培養土となる。
- 6、この相互關係(實際は再生産關係)からして次のことが理解されなければならぬ。

無産階級政治勢力の微弱なる日本に於いては労働立法獲得のために或る程度の資本主義政治勢力との妥協(一時的休戦)が考慮されなければならぬ。

三、當面の労働立法運動に關する具體的提案

制定すべき法令並に要綱

- 一、労働組合法要項
一、本法に於て労働組合と稱するは労働條件の維持改善及其他被僱者の共同利益の保護増進を目的とする被僱者の團體又はその聯合を謂ふ。
- 二、本法の適用を受けんとする労働組合の代表者は組合規約を添へ主たる事務所々在地の地方長官に届け出ること
- 三、労働組合規約には左の事項を記載する事を要す。